

全国知事会事務局職員等の服務に関する規則の一部
改正について

平成 22 年 7 月 16 日

全国知事会事務局職員等の服務に関する規則の一部改正について

全国知事会事務局職員等の服務に関する規則の一部を次のように改正する。

(第四条、第六条、第十五条、及び別表一の一部改正)

第四条第五項の次に、次の一項を加える。

(週休日及び一週間の勤務時間等)

第四条

6 事務総長は、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合、児童福祉法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設に子を迎えに行く場合、又は要介護者のある職員が当該要介護者を介護する場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

第六条第一項の次に、次の二項を加える。

(超過勤務)

第六条 業務の都合により、正規の勤務時間を超え若しくは休日に勤務を命ずることができない。

2 事務総長は、三歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合、また、日常生活を営むのに支障がある者の介護する職員が介護のために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、超過勤務(災害、その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。

3 事務総長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合、又は要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。

第十五条第一項を次のとおり改正する。

(育児休業等)

第十五条 職員は、事務総長の承認を受けて、当該職員の三歳に満たない子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、育児休業

をすることができるとする。

ただし、当該子について既に育児休業（当該子の出生の日から当規則別表第一に定める特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として出産の日後八週間目にあたる日までの期間内に職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、規程で定める特別の事情がある場合を除き、この限りではない。

別表一を次のとおり改正する。

別表一

休暇の種類	休暇の原因	承認を与える期間
年次休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	一年（暦年）につき二十日
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	療養に要する期間（但し、結核性疾患、悪性新生物疾患及び中枢神経系の血管損傷にあつては一年以内、その他の業務外の傷病は九十日以内）
特別休暇	<ul style="list-style-type: none"> 一 選挙権等公民の権利行使のため 二 証人、参考人等のため官公署へ出頭のため 三 骨髓液提供のための入院（配偶者、父母、子及び兄弟姉妹のためを除く）のため 四 ボランティア（社会貢献）のため（親族のためを除く） 五 結婚休暇 六 産前産後のため 七 授乳のため 八 配偶者の出産のため 九 男性職員が育児に参加するため 十 小学校就学の始期に達するまでの子の看護 	<ul style="list-style-type: none"> 一 療養に要する期間（但し、結核性疾患、悪性新生物疾患及び中枢神経系の血管損傷にあつては一年以内、その他の業務外の傷病は九十日以内） 二 その都度必要と認める期間 三 同右 四 同右 五 五日以内 六 連続する五日以内 七 出産予定日前六週間に当たる日から出産の日後八週間目に当たる日までの期間 八 生後一年未満の子供を育てる職員が授乳のため一日二回それぞれ三十分以内 九 二日以内 十 配偶者の産前産後休暇の期間中、五日の範囲内

	<p>十一 要介護者の短期介護のため</p> <p>十二 忌引き</p> <p>十三 父母の祭日のため</p> <p>十四 夏季の健康増進等のため</p> <p>十五 地震火災等のため職員の現住居が損壊等 したため</p> <p>十六 地震火災交通機関の事故等のため</p> <p>十七 地震火災等災害時における危険回避のた めやむを得ない場合</p> <p>十八 その他会長が認める場合</p>	<p>二人以上の場合は十日以内</p> <p>要介護者が一人の場合は五日以内</p> <p>要介護者が二人以上の場合は十日以内</p> <p>別表二に定める連続する期間（遠隔地の場合、往復に要 する日を加えることができる）</p> <p>一日以内</p> <p>七月から九月において三日（週休日等を除く原則として 連続する日）以内</p> <p>七日以内</p> <p>その都度必要と認める期間</p> <p>同右</p> <p>同右</p>
--	--	---

附 則

1 この規則は、平成二十二年 月 日から施行する。（※注 施行日は議決された日とする。）

（改正事由）

育児又は介護を行う職員に係る早出遅出勤務、超過勤務の制限、特別休暇について国家公務員に係る制度改正があったため、それに
準じ、同様の改正を行うものである。

全国知事会事務局職員等の服務に関する規則の一部改正案新旧対照表

改正案	現行
<p>(週休日及び一週間の勤務時間等) 第四条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ)とする。 2(5)(略)</p> <p>6 事務総長は、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合、児童福祉法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設に子を迎えに行く場合、又は要介護者のある職員が当該要介護者を介護する場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。</p>	<p>(週休日及び一週間の勤務時間等) 第四条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ)とする。 2 勤務時間は、休憩時間を除き、一週間につき三十八時間四十五分とする。 3 前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。 4 勤務時間は午前八時三十分から午後五時十五分までとする。但し、事務総長は前二項に規定する範囲で通勤事情等を勘案して、別に勤務時間を定めることができる。 5 前項の勤務時間のうちには、正午から午後一時までの休憩時間をおく。</p>

(超過勤務)

第六条 業務の都合により、正規の勤務時間を超え若しくは休日

日に勤務を命ずることができる。

2 事務総長は、三歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合、また、日常生活を営むのに支障がある者の介護する職員が介護のために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、超過勤務(災害、その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。

3 事務総長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合、又は要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。

(育児休業等)

第十五条 職員は、事務総長の承認を受けて、当該職員の三歳に満たない子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、育児休業をすることができる。

ただし、当該子について既に育児休業(当該子の出生の日から当規則別表第一に定める特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として出産の日後八週間目にあたる日までの期間内に職員(当該期間内に産後休暇により勤務し

(超過勤務)

第六条 業務の都合により、正規の勤務時間を超え若しくは休日

日に勤務を命ずることができる。

2 事務総長は、三歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合、また、日常生活を営むのに支障がある者の介護する職員が介護のために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、超過勤務(災害、その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。

(育児休業等)

第十五条 職員は、事務総長の承認を受けて、当該職員の三歳に満たない子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、育児休業をすることができる。

なかつた職員を除く。)が当該子についてした最初の育児休業を除く。)をしたことがあるときは、規程で定める特別の事情がある場合を除き、この限りではない。

257 (略)

別表一

休暇の種類	休暇の原因	承認を与える期間
年次休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	一年(暦年)につき二十日
病気休暇	療養又は疾病のため療養する必要がある場合	療養に要する期間(但し、結核性疾患、悪性新生物疾患及び中枢神経系の血管損傷にあつては一年以内、その他の業務外の傷病は九十日以内)
特別休暇	一 選挙権等公民の権利行使のため 二 証人、参考人等のため官公署へ出頭のため 三 骨髄液提供のための入院(配偶者、父母、子及び兄弟姉妹のためを除く)のため 四 ボランティア(社会貢献)のため(親族のためを除く) 五 結婚休暇 六 産前産後のため 七 授乳のため 八 配偶者の出産のため	その都度必要と認める期間 同右 同右 同右 五日以内 連続する五日以内 出産予定日前六週間に当たる日から出産の日後八週間目に当たる日までの期間 生後一年未満の子供を育てる職員が授乳のため一日二回それぞれ三十分以内 二日以内

257 (略)

別表一

休暇の種類	休暇の原因	承認を与える期間
年次休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	一年(暦年)につき二十日
病気休暇	療養又は疾病のため療養する必要がある場合	療養に要する期間(但し、結核性疾患、悪性新生物疾患及び中枢神経系の血管損傷にあつては一年以内、その他の業務外の傷病は九十日以内)
特別休暇	一 選挙権等公民の権利行使のため 二 証人、参考人等のため官公署へ出頭のため 三 骨髄液提供のための入院(配偶者、父母、子及び兄弟姉妹のためを除く)のため 四 ボランティア(社会貢献)のため(親族のためを除く) 五 結婚休暇 六 産前産後のため 七 授乳のため	その都度必要と認める期間 同右 同右 同右 五日以内 連続する五日以内 出産予定日前六週間に当たる日から出産の日後八週間目に当たる日までの期間 生後一年未満の子供を育てる職員が授乳のため一日二回それぞれ三十分以内

	<p>九 男性職員が育児に参加するため</p> <p>十 小学校就学の始期に達するまでの子の看護休暇</p> <p>十一 要介護者の短期介護のため</p> <p>十二 忌引き</p> <p>十三 父母の祭日のため</p> <p>十四 夏季の健康増進等のため</p> <p>十五 地震火災等のため職員の現住居が損壊等 したため</p> <p>十六 地震火災交通機関の事故等のため</p> <p>十七 地震火災等災害時における危険回避のためやむを得ない場合</p> <p>十八 その他会長が認める場合</p>	<p>配偶者の産前産後休暇の期間中、五日の範囲内</p> <p>一人の場合は五日以内</p> <p>二人以上の場合は十日以内</p> <p>要介護者が一人の場合は五日以内</p> <p>要介護者が二人以上の場合は十日以内</p> <p>別表二に定める連続する期間（遠隔地の場合、往復に要する日を加えることができる）</p> <p>一日以内</p> <p>七月から九月において三日（週休日等を除く原則として連続する日）以内</p> <p>七日以内</p> <p>その都度必要と認める期間</p> <p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p>
	<p>八 配偶者の出産のため</p> <p>九 忌引き</p> <p>十 父母の祭日のため</p> <p>十一 夏季の健康増進等のため</p> <p>十二 地震火災等のため職員の現住居が損壊等 したため</p> <p>十三 地震火災交通機関の事故等のため</p> <p>十四 地震火災等災害時における危険回避のためやむを得ない場合</p> <p>十五 その他会長が認める場合</p>	<p>二日以内</p> <p>別表二に定める連続する期間（遠隔地の場合、往復に要する日を加えることができる）</p> <p>一日以内</p> <p>七月から九月において三日（週休日等を除く原則として連続する日）以内</p> <p>七日以内</p> <p>その都度必要と認める期間</p> <p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p>